

## 会議次第

### 1. 開会

### 2. 挨拶

### 3. 出席委員数の報告

○事務 局：続きまして、次第の3、出席委員数の報告でございます。あらかじめ欠席のご連絡があった委員は佐藤忠委員、相澤美恵委員の2名でございます。委員12名中10名の出席がございますので、本協議会規則3条により、本日の協議会が成立することをご報告申し上げます。

### 4. 会議録署名委員の指名

○事務 局：次に、会議録署名委員の指名でございます。今回は齋藤敦匡委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。また、先ほどの資料確認の際に言い忘れておりましたが、本日の会議次第に一部訂正がございます。お配りした会議次第には、議事が5番、その他が6番となっておりますが、議事を6番、その他を7番に訂正をお願いいたします。

### 5. 報告

#### (1) 平成30年度国民健康保険特別会計予算(案)について

○事務 局：この後の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。会長どうぞよろしくお願ひいたします。

○会 長：それでは、報告事項の(1)平成30年度国民健康保険特別会計予算(案)について、事務局の説明をお願いいたします。

○事務 局：――資料1に基づき詳細に説明――

○会 長：ありがとうございました。この内容について、皆さんからご質問はありますか。

(なしの声あり)

○会 長：報告事項でありますので、皆さんよろしいですね。

(はいの声あり)

#### (2) 村上国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

○会 長：それでは、報告事項の(2)村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について、事務局の説明をお願いします。

○事務 局：――資料2に基づき詳細に説明――

○会 長：ありがとうございました。今の内容について、皆さんからご質問ありますか。

(なしの声あり)

○会 長：こちらも報告事項でありますので、次に移りたいと思います。

#### (3) 村上市国民健康保険給付等準備基金条例の一部を改正する条例(案)

○会 長：それでは、報告事項の(3)村上市国民健康保険給付等準備基金条例の一部を改正する条例(案)、事務局より説明をお願いします。

○事務 局：――資料3に基づき詳細に説明――

○会 長：今ほどの内容について、皆さんから何かご質問はありますか。

(なしの声あり)

○会 長：では、報告を終わりたいと思います。

### 6. 議事

#### (1) 村上市国民健康保険税率改定の諮問及び答申について

○会 長：それでは、次第の6、議事に入りたいと思います。最初に、(1)村上市国

- 民健康保険税改定の諮問及び答申について、事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局：――資料4に基づき詳細に説明――
- 会 長：ありがとうございました。全体的に税率が下がるということですが、県が計算をした標準保険税率をそのまま使用するというわけにはいきませんし、低所得者の負担を減らすために応益割を低くすると、おおむね50対50のバランスを保つのが難しいという点も踏まえまして、慎重に検討しなければならないかと思えます。皆さんの意見、ご質問をお願いしたいと思えます。
- 委 員：よろしいでしょうか。まず、村上市の保険税率を結果として下げた理由は、県からの交付金を多くもらえるからという理解でよいかどうかをお聞きしたいと思えます。もう一つは、30年度の診療報酬改定についてです。前回もご質問をさせてもらいましたが、診療報酬改定に基づいた医療給付費がどの程度見られているのでしょうか。今回の資料を見ますと、年々医療費は増加しているということだけで片づけられています。薬価は相当の下げ幅になっています。どの薬剤をどういうふうに下げるといっているのはまだ出ていませんが、相対的に下げることが決まりました。ということは、個々の薬剤も相当下がるという前提になると思えます。また、反対に診療報酬費は少し上がります。今回はその辺りについてどう見られたかをお教えいただけますか。
- 事 務 局：最初に国民健康保険税率が下がった理由でございますけども、これは平成30年度に予定されております国からの公費拡充額、これが約1,700億円あるのですけども、本算定ではそのうち1,600億円程度反映したということで、公費の拡充が影響しているというふうに考えております。
- 委 員：つまりは県からの助成が増えているということですよ。
- 事 務 局：はい。
- 事 務 局：もう一点の診療報酬改定の関係についてですけれども、前回の試算のときには、診療報酬の改定部分は含まれておりませんでした。今回県から示された事業費納付金には診療報酬改定や医療費の推移が加味されているとのことです。具体的にどのように反映しているのかというところの詳細についてはまだ情報は来ておりませんが、1月の上旬に内示があり、その段階の数字で今回お示しさせていただいたということでございます。
- 委 員：詳細の説明を受けていないのでわかりませんよというのはよくわかるのですが、県も間違ふことがあります。いずれ市町村に詳細な説明があったときにはきちんと評価をしなければいけないと思えますが、そのようなタイミングはあるのでしょうか。
- 事 務 局：委員が言われたように、確かに妥当性を評価する必要があると思えます。ただ、そのタイミングについては、県からの説明がいつになるのかがわかりませんので、現時点では何とも言えません。いずれ県から説明があった際には、提示された数字の評価ということもしていきたいと考えています。
- 会 長：ほかにございますか。  
(なしの声あり)
- 会 長：それでは、事務局の案を修正せず、本協議会の答申としてよろしいですか。  
(はいの声あり)
- 会 長：皆様のご賛同をいただきましたので、事務局の案を修正せず、答申したい

と思います。よろしく申し上げます。

- (2) 村上市第2期国民健康保険データヘルス計画及び村上市第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画(素案)のパブリックコメント実施結果の公表と計画案の調製・答申について

○会 長：続きまして、議事の(2)データヘルス計画案のパブリックコメント実施の結果の公表と計画案の調製・答申について、事務局の説明をお願いします。

○事務 局：――資料5に基づき詳細に説明――

○会 長：ありがとうございました。こちらの計画も何とか本日中に結論を得たいと思いますので、よろしく申し上げます。審議については、パブリックコメントの結果公表と計画案を分けて行いたいと思います。まず、結果公表については、意見はなかったということですが、このことについて皆さんから何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○会 長：それでは、案のとおり公表してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○会 長：では、そのようにしたいと思います。次に、計画案の内容について、皆さんからの質問、ご意見がありましたらお願いします。もしなければ事務局案を修正せず、本協議会の答申としてよろしいですか。

(はいの声あり)

○会 長：それでは、事務局案を本協議会の答申としたいと思います。あしたの午後1時半に市長と面会をし、さきほど承認をいただいた税率改定と併せて答申をさせていたいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○会 長：ご審議ありがとうございました。

## 7. その他

- (1) 法令改正に伴う本協議会委員の任期変更と次期委員の委嘱について

○会 長：続きまして、次第の7、その他の(1)法令改正に伴う本協議会委員の任期変更と次期委員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。

○事務 局：――資料6に基づき詳細に説明――

○会 長：皆さんのほうで何か質問ありますか。

○事務 局：政令改正はこの4月1日からであり、3月31日までは現行のままとなります。誤解のないようにお願いしたいと思います。

○会 長：わかりました。その他に何かございますか。よろしいですか。

(はいの声あり)

- (2) その他

○会 長：それでは、(2)その他に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○事務 局：特にございません。

○会 長：委員の皆様は特にございませんか。

○委員 長：よろしいですか。今ほどの説明の中で、各委員からいただいたご意見は、事業を実施していく中で反映していくという言葉があったかと思っておりますので申し上げます。データヘルスは非常に重要な業務であり、これを成功に導くことができるかどうかによって、国民健康保険加入者の健康がどうなるかというところもあるわけです。しかし、現在の市の職員だけでは、十

分な分析や対策をすることが難しいと思います。そこで、以前から申し上げているように、データヘルスを支援してくれる業者を活用されてはいかがでしょうか。実は私も、1月18日に東京でデータヘルスの業者の見本市に行ってきました。パナソニックを初めとするビッグネームの会社、中小の会社が合わせて20ほど出展しており、それぞれがノウハウを持っていました。私が話を聞いた業者の中には、市町村国保のお手伝いもしているところも結構ありました。業者としては、必要があれば幾らでも出向いて自分たちができる内容などをプレゼンさせていただきたいとも言っていました。いずれ私が健保でも業者を取り入れてみようかと思っているのですが、村上市ではどういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。委員がおっしゃっているように、住民の意識をどうやって上げていくかということが一番の問題であり、それに対する取り組み方は市によってさまざま違ってくると思うのですが、いい業者の力をかりるというのも一つの方策だと思います。村上市にお住まいの皆さんは健康であってほしいわけですから、こういう意見を申し上げているのです。

- 会 務 長：大変いいご意見だと思うのですが。
- 事 務 局：ありがとうございます。今回の2期計画を作成するに当たり、業者からのアポイントメントというのも確かにありました。しかし、健康課題と、特定健診結果の数値をリンクさせながら自分たちだけでやってみたいという保健師たちの熱い思いがあったため、今回の計画書は自分たちで一からつくりあげました。まずは自分たちでお金をかけずに動き、自分たちの地域がどう変わるかを見てみたいと思っています。中間見直しもごございますので、国、県の補助を利用して業者を取り入れるということも模索していきたいと思いますが、まずは保健師の熱い思いが詰まった本計画を進めていきたいというふうに考えております。
- 委 員：我々健保も、ただのデータ分析でしかないのであれば業者を取り入れる必要はないと思っています。ただ、その先に踏み込んだことを手がけ始めている業者も多くなっているのです。6年というロングランの中で、3年に1度見直しをすることになっておりますが、私が以前に厚労省に質問したところ、毎年見直しをしていいですと、予算をつけていただければいいですというふうにお聞きしていますので、業者とうまく接触をして、いかに安価でいい対策がとれるかを市でも積極的に考えられたほうがいいのかと思います。
- 事 務 局：ありがとうございます。大きな見直しは3年ですが、一年一年の検証もしなければならぬと思っています。ありがとうございます。
- 会 務 長：貴重なご意見ありがとうございます。そのほかにごございますか。
- 事 務 局：申し訳ありません。先ほど税務課長から説明もありましたけれども、本日配付の資料4の2につきましては、まだ県より公表されていない情報ですので、皆さんお帰りの際は机の上にお返しいただきますようご協力のほうよろしく願いいたします。
- 会 務 長：資料4の2ですね。
- 事 務 局：資料4の2だけでございます。申しわけございません。
- 会 務 長：それでは、本日の会議は全て終了とさせていただきます。本日は平成29年度の最後の協議会でございます。また、来年度は委員の改選もございます。

私がこの2年間、会長として大過なくやってこられましたのは、ひとえに皆様の支えとご協力があったからです。本当にありがとうございました。最後になりましたが、この村上市国民健康保険運営協議会がますます発展することを願って終わりたいと思います。ありがとうございました。

(午後15:03終了)